

盛岡・八幡平広域観光圏 東南アジア向け旅行商品造成のための企画・開発業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要等

- (1) 委託業務の件名
盛岡・八幡平広域観光圏 東南アジア向け旅行商品造成のための企画・開発業務
- (2) 委託業務の目的・委託期間及び業務内容
別紙「仕様書」のとおり。
- (3) 発注者
盛岡・八幡平広域観光推進協議会（以下「協議会」という。）（事務局：盛岡市観光課）
- (4) 提案上限額（業務委託契約上限額）
1,450,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

2 応募資格等

当プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす法人又は法人を核にした複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき、破産手続開始の申立をしている者又は破産開始の申立てがされている者（ただし、同法第 30 条第 1 項に規定する破産手続開始の決定を受けた者を除く。）に該当しないこと。
- (4) 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条に規定する団体）に該当しないこと。
- (5) 宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定による団体）に該当しないこと。
- (6) 盛岡市暴力団排除条例（平成 27 年条例第 9 号）第 9 条第 1 項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (7) 直近の納めるべき国税等及び現在の主たる事業所所在市町村に納めるべき市税等のいずれも滞納していないこと。
- (8) 盛岡八幡平広域観光圏（岩手県盛岡市、八幡平市、宮古市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、

岩手町、葛巻町、岩泉町、秋田県鹿角市・小坂町（以下「広域圏」という）のいずれかより、指名競争入札に参加する資格を有すると認められた者に対する指名の停止を現に受けていないこと。

- (9) 広域圏のいずれかに本店又は支店（支社）、営業所を有していること。

3 スケジュール

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和6年11月8日（金） |
| (2) 質問受付期限 | 令和6年11月18日（月）正午まで |
| (3) 質問への回答 | 令和6年11月20日（水）までに公表 |
| (4) 提案書類の提出期限 | 令和6年11月22日（金）午後5時まで |
| (5) 企画提案書の選考（※書面審査） | 令和6年11月25日（月）から11月29日（金）まで |
| (6) 選考結果の通知（予定） | 令和6年12月2日（月） |
| (7) 契約締結及び業務開始（予定） | 令和6年12月上旬頃 |

4 応募手続等

- (1) 応募に当たっての質問及び回答

ア 受付期間

3に記載のとおり

イ 受付方法

質問書（別紙「様式第6号」）により、協議会事務局（盛岡市交流推進部観光課）あての電子メール（アドレスは下記参照。）に電子ファイル（ファイル形式MicrosoftWord 又はPDF）を添付して提出すること。

なお、電子メールの題名の最初に「【質問】盛岡・八幡平広域観光圏 東南アジア向け旅行商品造成のための企画・開発業務」と明記し、電子メール送信後、電話で協議会事務局にメールの着信を確認すること。

また、電話、口頭、ファクシミリ及び持参等での質問は認めない。

（送付先の電子メールアドレス：kankou@city.morioka.iwate.jp）

- (3) 質問に対する回答方法

回答は、3に記載のスケジュールに沿って盛岡市公式ホームページに掲載する。

なお、同趣旨の質問はまとめて回答する。

ただし、審査に影響しない軽微な質問や単なる事業概要に関する質問若しくは回答内容が質問者の提案内容に密接に関わるもので、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れがあるときは、質問者に対してのみ回答する。

5 応募に係る提出書類等

(1) 提出書類

書類	部数
ア 提案申込書（様式第 1－1 号） ※グループで申請する場合は、グループ申請構成書（様式第 1－2 号）も提出すること	1 部
イ 提案資格を有していることを証明する次の書類 (ア) 法人登記簿の謄本（法人の場合のみ） (イ) 定款又は寄付行為（法人以外の団体にあっては、代表者の決定、総会等の運営、財産の管理等の定めがある書類）の写し (ウ) 直近の納めるべき国税等の納税証明書 (エ) 直近の納めるべき現在の主たる事業所所在市町村の市税等の納税証明書 ※直近とは納付期限が到来しているものを指します。 (オ)（直近の納めるべき国税等及び現在の主たる事業所所在市町村の市税等の納税義務がない場合のみ提出）納税義務がない理由を記載した申立書（様式第 2 号） ※納税義務がない場合とは、現在の主たる事業所所在市町村に課税対象となる事業者がない場合や、固定資産を所有していない場合等。	各 1 部
ウ 申請する団体の役員等名簿（様式第 3 号） ※当該名簿の住所欄は、役員の自宅住所を記載してください。	1 部
エ 企画提案書（任意様式） ※企画提案書の作成においては、仕様書に記載の事項を踏まえること。	1 部
オ 事業予算書（様式第 4 号）	1 部
カ 組織等に関する調書（様式第 5 号）	1 部
キ 業務工程表（任意様式）	1 部
ク 事業実績書（様式第 6 号） ※「事業実績書」の提出は、類似業務の受注実績を有する者に限る。（受注実績がない場合は提出不要。） ※官民を問わず、これまでに履行した代表的な類似業務の実績や過去 2 年以内に国や地方公共団体から受注した類似業務の実績について記載すること。	1 部
ケ （グループでの申請をする場合のみ提出） グループの代表者、代表権限、意思決定の手続き等グループの組織に関する取決めに記載した書類 ※グループで申請する場合、イ、ウ、カ、クの書類について、グループを構成するすべての法人及びその他の団体について提出すること。	1 部

(2) 受付期限

3に記載のとおり。

(3) 提出先

〒020-8530 盛岡市内丸 12 番 2 号（盛岡市役所本庁舎別館 7 階）

盛岡・八幡平広域観光推進協議会事務局（盛岡市交流推進部観光課内）

（担当）和川（わがわ）

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便、レターパック、ゆうパックに限る。）により提出すること。なお、資料一式は電子ファイル（PDF 形式）も提出すること。

また、いずれも上記提出期限を厳守すること。

(5) 無効となる提案書類

次のアからカまでのいずれかに該当する提案書類は、これを無効とする。

ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者から提出されたもの

イ 提出した書類に虚偽の内容が記載されていたもの

ウ 所要経費が、提案上限額を超えるもの

エ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条、第 93 条、第 94 条又は第 95 条の規定に該当する内容となっているもの

オ 誤字、脱字により必要事項が確認できないもの

カ 提出期限を過ぎて提出されたもの

6 審査委員会での企画提案書の選考

協議会が別に定める審査委員で構成する審査・選考会を開催する。

(1) 実施方法

書面にて審査を実施する（プレゼンテーションは実施しない。）

(2) 実施予定日

3に記載のとおり。

(3) 評価基準及び配点

別表の審査項目及び採点基準に基づき、評価、採点して順位付けを行い、各委員が付けた評価点数の合計点が最高得点の者を委託業務の契約候補者とする。

また、参加申込（企画提案）者が一者のときは、各審査委員の評価点数の平均が満点の 5 割以上であった場合に、委託業務の契約候補者として選定する。

ただし、合計点が最高得点の者が複数あるときの選定については次のとおりとする。

- ア 各審査員の評価で1位が多い者を最優秀提案者とする。
- イ アが同数の場合には、委員長が高い評価をしたものを最優秀提案者とする。
- ウ イがどう評価の場合は、見積金額が低い者を最優秀提案者とする。
- エ ウが同額の場合はくじ引きとする。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査の結果については、選定後、速やかに参加申込（企画提案）者に通知する。
なお、審査結果に対する質問や異議申立は受け付けない。

7 契約に関する事項

(1) 契約締結の手続き

協議会は、委託業務の契約候補者として選定された者との間で、随意契約による業務委託契約を締結する。随意契約の締結にあたって、委託業務の契約候補者は協議会の通知により見積書を提出の上、契約書を作成する。

なお、本委託業務の実施については、委託業務の契約候補者の企画提案を原案のとおり実施することを約束するものでなく、必要に応じて仕様書の内容の一部を変更するなど、協議会と委託業務の契約候補者との間で協議の上、決定することとする。また、委託業務の契約候補者として選定された者との間で協議が整わなかったときは、順次、審査・選考会による補欠順位の上位者と協議を行い、随意契約による業務委託契約を締結することとする。

(2) 業務一括再委託の禁止

受注者は、本委託業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務委託契約を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び盛岡市個人情報保護条例（平成16年条例第7号）の趣旨に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(4) 守秘義務

受注者は、本業務委託契約の履行に関して知り得た個人情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。当該取り扱いについては、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(5) 成果物等の権利保証と費用負担

受注者は、本業務委託契約の履行にあたって、発注者が権利を有する場合を除いて、成果物及び中間生成物等の制作物について、第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものである

ことを発注者に保証すること。

なお、第三者の著作権その他第三者の権利の承諾又は取得が必要な場合は、受注者の責任においてその手続きの全てを行うものとし、当該手続きに要する費用は全て受注者の負担とする。

(6) 業務委託料

ア 委託料は、本業務が完了し、協議会事務局が業務完了の確認（以下「検査等」という。）を行った後に受託者に支払うものとする。

イ 協議会事務局は、受託者による前金払請求書に基づき、業務委託期間内に委託料の一部を支払う必要があると認めるときには、前金払をすることがある。

なお、前金払の請求総額は委託料の8割以内の額とする。

8 留意事項等

(1) 1事業（参加）者からの応募は、1提案限りとする。

(2) 本プロポーザルの参加者から提出された応募書類等は原則として返却しない。また、提出後の差替え及び変更は認めない。

なお、提出された応募書類等は、本プロポーザルの審査、選定以外の目的には使用しない。

(3) 本プロポーザルの応募に要する費用及びプロポーザルの参加に要する費用は全て企画提案（参加申込）者の負担とする。

(4) 企画提案（参加申込）者が、本プロポーザルの応募資格の要件を満たさないこと、又は提出された応募書類等に虚偽の記載があることが判明したときは、当該企画提案（参加申込）者は失格とする。

(5) 応募資料等の配布は、協議会事務局（盛岡市内丸12番2号盛岡市役所本庁舎別館7階 盛岡市交流推進部観光課内）で配布する。なお、ホームページにおいても電子ファイル（ワード形式及びPDF形式）による応募資料等を掲示する。

(6) このプロポーザルに関する説明会は実施しない。

(7) 必要により、提出された書類の内容について、関係機関に照会することがある。

(8) プロポーザルの参加申込書の提出後に参加を辞退するときには、辞退書（任意様式）を提出すること。

なお、辞退届の提出があった場合でも、既に提出された企画提案書等の応募書類等は返却しない。

(9) 提案内容に含まれる特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として受託者が負うものとする。

9 本プロポーザルに関する連絡先等

本プロポーザルに関する連絡先等は次のとおりとする。

担当課 盛岡・八幡平広域観光推進協議会事務局（盛岡市交流推進部観光課内）

（担当）和川（わがわ）

住 所 〒020-8530 盛岡市内丸 12 番 2 号（盛岡市役所本庁舎別館 7 階）

電 話 019-613-8391（担当課直通）

E-mail kankou@city.morioka.iwate.jp

受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

※ 土日祝日を除く。

(別 表)

【審査項目及び採点基準】次に掲げる項目を総合的に勘案して、評価、採点する。

審査項目	評価の視点	配 点
企画・提案コンセプト	・本委託業務の目的を理解した企画となっているか。	10
	・現地旅行会社や各国の政府観光局等の情報を取り入れて、効果的な招聘者を選定しているか。	10
	・ツアーには盛岡・八幡平広域観光推進協議会加盟市町から4カ所以上のエリアが含まれているか。また、その観光資源の選定が適当か。	10
	・各種手配や経費の支払いなどの計画が明瞭で、円滑なツアーの進行が見込まれるか。	10
実績・優位性	・過去の同種または類似の業務の履行実績があるか。	5
	・優位性や特長がみられるか。	5
事業効果	・東南アジア向けの効果的なPR内容となっているか。	10
	・広域圏の魅力が伝わる内容となっているか。	10
	・広域圏への送客につながる内容となっているか。	5
	・商品造成につながる内容となっているか。	5
業務工程	・業務の履行が達成される業務工程となっているか。	5
必要経費	・業務内容に見合った適切な経費であるか。見積金額は妥当か。	10
総合評価	・審査項目以外に特に優れた要素がある場合は、審査項目の合計点に加算。	5
合 計（100点満点）		100